

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

規則
 ○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（八三・長寿社会課）……………1

規 則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十三号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。
 題名を「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」に改める。

第一条中「以下「施行法」を」と、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」に改め、「以下「施行規則」という。」を削り、「及び介護保険施設」を「介護保険施設、指定介護予防サービス事業者及び指定市町村事務受託法人（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）」に改める。
 第二条から第六条までを次のように改める。

（法等に基づく申請等の様式）
第二条 法又は令の規定に基づく知事に対する次に掲げる申請は、別に定める様式に

よらなければならない。

- 一 法第七十条第一項の規定による法第四十一条本文の指定の申請
- 二 法第七十条の二第一項の規定による法第四十一条本文の指定の更新の申請

- 三 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項の指定の申請

- 四 法第七十九条の二第一項の規定による法第四十六条第一項の指定の更新の申請

- 五 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号の指定の申請

- 六 法第八十六条の二第一項の規定による法第四十八条第一項第一号の指定の更新の申請

- 七 法第九十四条第一項の規定による開設の許可の申請

- 八 法第九十四条第二項の規定による変更の許可の申請

- 九 法第九十四条の二第一項の規定による法第九十四条第一項の開設の許可の更新の申請

- 十 法第九十五条第二項の規定による承認の申請

- 十一 法第九十八条第一項第四号の規定による許可の申請

- 十二 法第七十七条第一項の規定による法第四十八条第一項第三号の指定の申請

- 十三 法第七十七条の二第一項の規定による法第四十八条第一項第三号の指定の更新の申請

- 十四 法第八十八条第一項の規定による法第四十八条第一項第三号の指定の変更の申請

- 十五 法第一百五十五条の二第一項の規定による法第五十三条第一項本文の指定の申請

- 十六 法第一百五十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定による法第五十三条第一項本文の指定の更新の申請

- 十七 令第十一条の二第一項の規定による法第二十四条の二第一項の指定の申請

- 2 法又は令の規定に基づく知事に対する次に掲げる申出又は届出は、別に定める様式によらなければならない。

- 一 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書（これらの規定を法第一百五十五条の十において準用する場合を含む。）の規定による別段の申出

- 二 法第七十五条、第八十二条、第八十九条、第九十九条、第一百一十一条及び第一百

- 五条の五並びに令第十一条の三第一項の規定による届出

- 三 法第九十一条及び第一百三十三条の規定による指定の辞退の申出

- 四 法第一百五十五条において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第八条の二第二項、第九条及び第十五条第三項の届出

- （知事による指定等の揭示）

第三条 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定

又は許可に係る事業所、施設又は事務所の入口その他公衆の見やすい場所に掲示しておかなければならない。法第七十一条第一項本文又は第七十二条第一項本文の規定によりこれらの規定に規定する居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた者についても、同様とする。

(市町村への通知等)

第四条 知事は、第二条第一項各号（第八号、第十号、第十一号及び第十四号を除く。）に掲げる申請を処分したとき（不利益処分をしたときを除く。）は、次に掲げる事項（指定市町村事務受託法人にあつては、第五号及び第九号を除く。）を市町村長に通知するものとする。

一 当該処分に係る事業所、施設又は事務所の名称及び所在地
二 指定居宅サービス事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

三 当該処分に係るサービス又は受託事務の種類

四 当該処分の年月日

五 当該処分の有効期間の満了の日

六 事業若しくは受託事務の開始又は開設の予定年月日

七 当該処分に係る事業所、施設又は事務所の管理者の氏名及び住所

八 運営規程

九 介護保険事業者番号

十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、第二条第一項各号（第八号、第十号、第十一号及び第十四号に限る。）に掲げる申請を処分したとき（不利益処分をしたときを除く。）又は同条第二項第二号に掲げる届出を受理したときは、次に掲げる事項（指定市町村事務受託法人にあつては、第四号を除く。）を市町村長に通知するものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
二 当該処分又は届出の内容
三 当該処分の年月日又は当該届出に係る事項の変更等の年月日
四 介護保険事業者番号

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第二条第二項第一号に掲げる別段の申出を受理したときは、次に掲げる事項を市町村長に通知するものとする。

一 病院等、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の名称及び所在地
二 病院等、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

三 当該申出に係る居宅サービス又は介護予防サービスの種類

四 当該申出の年月日

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 知事は、第二条第二項第三号に掲げる指定の辞退の申出を受理したときは、次に掲げる事項を市町村長に通知するものとする。

一 指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の名称及び所在地
二 指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の開設者の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
三 指定の辞退の年月日

四 介護保険事業者番号

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

5 知事は、前各項に規定する場合において必要があると認めるときは、秋田県国民健康保険団体連合会に対し、当該各項各号に掲げる事項に係る情報（個人情報を除く。）を提供することができる。

(公示)

第五条 法第七十六条の二第四項、第八十三条の二第四項、第九十一条の二第四項、

第三百三条第四項、第三百三条の二第四項又は第三百十五条の七第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 措置命令又は業務停止命令の内容

三 措置命令の年月日又は業務停止命令の年月日及び期間

2 法第七十八条、第八十五条若しくは第三百十五条の九又は令第十一条の六の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 指定、指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止、名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日

3 前項の規定は、法第九十三条又は第三百十五条の規定による公示について準用する。この場合において、同項第二号中「事業の廃止」とあるのは、「指定の辞退」と読み替えるものとする。

第六条 知事は、法第九十四条第一項の許可をし、又は法第百四条第一項の規定により当該許可を取り消し、若しくは当該許可の全部若しくは一部の効力を停止した場合、その旨を公示するものとする。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 許可、許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
第七条から第十一条までを削る。

第十二条中「指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条を第七条とする。
様式第一号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄